

## ZY14-04 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル：** 遺伝子の特許権の価値；米国 Myriad 事件最高裁判決の影響

**報告者氏名：** 佐々木通孝

**所属：** 一橋大学大学院国際企業戦略研究科（院生）

### 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

本稿では、遺伝子の特許権に関する法解釈と特許権の価値について実証的な分析を行った。

特許法は、一定期間の市場独占権（特許権）を規定している。これにより特許権の価値が生じている。そもそも、法律は解釈に委ねられる場面が多く、特許法も例外ではない。この解釈が変わるとき特許権の価値も変化する場合がある。この変化を推計することは法解釈変更の影響を知ることができる。ところが、ほとんどの特許権は市場価値が解らないという問題もある。

しかし、医薬に関連する特許に限定すれば、企業の市場価値を通じて特許権の価値を知ることができる。他の産業と対比すると、1つの医薬品に用いられている特許の数が少ないことと、侵害立証が容易であることが主な理由である。

数年前より米国において、この医薬に関連する遺伝子の特許適格性について争われた事件があった（AMP et al. v. Myriad et al.）。この事件の最高裁判決により、10年以上前から米国特許商標庁が採用してきた解釈が変更された。加えて、地方裁判所と控訴裁判所、最高裁判所の結論が異なる事件でもあった。したがって、最高裁判決の結論は事前に予想することができなかつた。すなわち、この判決直後に訴訟当事者である企業はもちろんのこと、医薬品産業に属する企業の市場価値が変化した可能性がある。特許法の解釈の変更と特許権の価値について、実証分析を行うには好適な事件である。

この事件は、米国特許法 101 条に規定している特許適格性が論点となった。遺伝子の特許には単離 DNA 特許と cDNA 特許があり、地方裁判所は両者とも特許適格性を認めないと判示した。控訴裁判所は両者とも認め、最高裁判所は後者のみ認め前者は認めなかつた。

最高裁判決後に、特許権者の株価は下落し、医薬産業やバイオ産業の株価指数は上昇した。ただし、マーケットの指数も上昇しており相対的に下落したか否かは不明であった。

実証分析の結果、企業価値について医薬産業全体では下落し、バイオ企業や医薬品メーカー全体でも下落したことが確認された。一方で、特許権の所有に基づき分類すると、遺伝子の特許権を有する企業全体では有意な下落を確認することはできなかつた。ただし、遺伝子の特許権ではないが遺伝子を利用する特許権を有する企業全体では下落していた。

この分析は、最高裁判所による法解釈により、遺伝子の特許権への投資のインセンティブは維持され、遺伝子の特許権の価値は変化していないことを示唆している。一方で、遺伝子の特許権と利用関係にある特許権については、投資のインセンティブが減衰した可能性を示している。

以 上